

世田谷区の高齢者向けサービス一覧

サービス名	対象者	介護保険の要介護	サービス内容	費用負担・その他	問合わせ	
<b>区のサービス</b>						
生活の手伝い	車いすの貸し出し	下肢障害や傷病のため、車いすを一時的に必要とする方	介護保険対象者は除く	車いすを貸し出す	無料。2か月を限度とする	総保・出
	ふとん乾燥サービス	ねたきりなどでふとんを干す機会がない <b>要介護者</b>	要介護3～5	ふとんの乾燥・消毒(年10回)、水洗い(年2回)	無料	あ・総保
	リフト付タクシーの運行	重度の障害により、日常車いすを使用しているか、ねたきりの <b>要介護者</b>	要介護3～5の方	車いすや寝台のまま乗車できるタクシーを運行する	料金は中型タクシーと同じ。事前に登録が必要。介助員はつかないので、自分で手配する	あ・総保
	火災安全システムの給付	65歳以上の一人暮らし、 <b>要支援・要介護者</b>	※品目により異なる		品目ごとの基準額の一割が、自己負担となる(低所得者に対する免除あり)	総保
	訪問理美容サービス	ねたきりなどのため理美容店に行くことが困難な <b>要介護者</b>	要介護3～5	自宅で理美容サービスを受ける	利用者負担は1回1000円。年間6枚を限度に訪問理美容券を配布するので、区と契約する理美容店へ直接連絡	あ・総保
	シルバーパス	満70歳以上	(寝たきりの方は除く)	都バス、都電、都営地下鉄と都内の民営バスを利用できる「東京都シルバーパス」の発行が受けられる	住民税非課税の方は1,000円、課税の方は20,510円。東京バス協会 TEL: 03-5308-6950	
	紙おむつの支給	2か月以上継続しておむつを使用している、ねたきりなどの <b>要介護者</b>	要介護3～5※	紙おむつを支給する。病院に入院している方は、おむつ代(月額6000円を限度)の助成を選べる	利用者負担は1回500円。※特養ホーム・老健施設・介護療養型医療施設に入所の場合は対象外	あ・総保
	訪問健康診査	長期間ねたきりの方や、それに準ずる方	※要問合わせ	医師が訪問して健康診査を行う	詳細は電話で。世田谷保健所健康推進課 TEL: 03-5432-2447	
	訪問口腔ケア事業	40歳以上で家庭でねたきりのため外出できない方	要介護1～5、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度	歯科医師が訪問して口腔ケアの健診、指導	世田谷保健所健康推進課 TEL: 03-5432-2472	
	あんしん事業(地域福祉権利擁護事業)	判断能力の不十分の方、生活に不安のある高齢者や障害のある方		福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービス、書類等預かりサービス	高齢者が地域で安心して暮らせるように自宅を訪問して支援を行う。権利擁護センター「あんしん世田谷」 TEL: 03-3419-2173	
高齢者緊急一時宿泊	虚弱な高齢者・ <b>要支援・要介護</b> の方		介護保険では対応できない緊急または社会的な理由と認められる場合、特別養護老人ホームなどの施設に一時的に預かる	1日6,100円。他、食材料費等の実費(低所得者への軽減あり)	あ・総保	
ひとり暮らしの方	入浴券の支給	65歳以上の一人暮らしの方		公衆浴場での入浴	入浴券を支給する。郵便ハガキで申しこむと、申込月の翌月に郵送。高齢施策推進課 TEL: 03-5432-2407	
	電話料金の助成	65歳以上の一人暮らしの方で、所得税および住民税が非課税の方		電話料金を助成する	月額1000円	あ・総保
	会食サービス	65歳以上の一人暮らしの方		地域のボランティアが作る食事を施設(地区会館等)で会食などする	1食400円、月1回～週1回(地域により異なる)	あ
	配食サービス	65歳以上の一人暮らしの方や高齢者のみ世帯の方		自宅に夕食をお届けし、安否の確認をする	1食500円、月曜日～土曜日(祝日年末年始除く)	あ・総保
	おはよう訪問	70歳以上で一人暮らしの方		安否の確認を兼ねて、乳酸菌飲料を配達する	1本10円、土日祝日、年末年始を除く毎日訪問	あ・総保

世田谷区の高齢者向けサービス一覧

向け	緊急通報システム「愛のペンダント」	65歳以上の一人暮らしで、慢性疾患があり、緊急時の対応に不安のある方		急病で緊急に助けを求めたいときに、「ペンダント」を押すと、東京消防庁に通報され、すぐに救急車が出動。あらかじめ協力を依頼している「協力員」がかけつける	システム設置時に5000円(低所得者免除あり)	総保
	福祉電話訪問	※65歳以上の一人暮らし		定期的に電話をかけ、孤独感の解消を図り、安否を確認する	区から電話を貸与、または電話料金の助成を受けている居住支援制度利用者の方。老人会館3419-2341	
住まい	住宅改修費の助成	65歳以上で、身体機能の低下により住宅改修が必要な方や既存の設備の改修が必要と認められる場合	介護保険の非該当者	改修にかかった費用の一部を助成する	限度額・一部所得制限あり	総
	住宅改修相談	65歳以上の高齢者の住む家		理学療法士や作業療法士などの専門家を派遣し、身体状況に合わせた住宅改修内容のアドバイスを行う	無料	総
	居住支援制度	区内に2年以上住む、高齢者(60歳以上)の単身または高齢者のみ世帯		民間アパートへの入居を敬遠されがちな高齢者を支援し、入院や予想外の出費等で、やむを得ず家賃を滞納した場合に、保証会社が一時的に立替え払いする。	月額家賃等の30%の保証料が必要。なお保証料の半額(2万円を限度)が区が助成。※65歳以上の高齢者向けの高齢者住宅あり。TEL:03-5432-2499	住
	居住安定支援事業	一人暮らしや高齢者のみの世帯		区内の民間賃貸住宅に1年以上居住している世帯が、取り壊しによる立ち退き要求のために、民間賃貸住宅に住み替えをする場合に一部助成する	転居後の家賃とそれまでの家賃との差額の一部を2年間助成する(所得制限・限度額等あり)。TEL:03-5432-2499	住
	生活福祉資金	生活福祉資金	※高齢者の方向け貸付もある	世帯の自立や生活の安定を図ることを目的とした貸付制度	使用目的別に資金種類があり、各貸付条件基準あり。世田谷地域社会福祉協議会事務所 TEL:03-3419-2611	社
健康関連	はり・きゅう・マッサージサービス	おおむね65歳以上の方		区内施設ではり・きゅう・マッサージを行う	月1回、1回1000円。高齢施策推進課 TEL:03-5432-1111(代)	
	機能訓練	60歳以上で、健康相談担当医師(整形外科)より訓練が必要と認められた方		機能障害のある方へ機能訓練を行う	厚生会館 TEL:03-3428-0261	
相談窓口	60歳以上の方の健康に関する相談	60歳以上の方		健康に関して電話で相談できる	火・金:14時00分～16時00 厚生会館 TEL:03-3428-0261、月～金(月8日、詳細は電話で) 新樹苑 TEL:03-3306-5771	
	老人なんでも相談	高齢者の方		家族、近隣関係、生計、介護保険のことなど、高齢者の悩み事を電話で相談できる	老人会館 TEL:03-3419-2344	
	高齢者安心コール	世田谷区内にお住まいで65歳以上で、一人暮らし、または高齢者のみの世帯の方、または日中または夜間ひとりで家にいる方		日常生活の困りごとの電話相談。相談内容に応じて各種サービスの情報提供やボランティアの訪問援助を行う	高齢者安心コールセンター TEL:03-5329-1089	
	あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)	高齢者とその家族など		高齢者の介護方法や保健福祉サービスなどの相談に応じる	月～土(祝日年末年始除く)9:00～17:30、水(祝日年末年始除く)13:15～16:15は出張所・まちづくり出張所でも受付している	あ・出・ま

世田谷区の高齢者向けサービス一覧

社会福祉協議会のサービス

ふれあいサービス	【家事援助・介護】	日常生活に支障がある高齢者や障害者		家事や介護の手伝い	協力会員によるサービスで、1時間700～900円と会費(利用した月のみ)700円、交通費実費	社
	【理美容サービス】	理・美容院に1人で行けない高齢者		自宅で理美容サービスを受ける	協力会員によるサービスで、内容によって異なる、300円～5,000円	社
	【大掃除サービス】	一人暮らしや高齢者のみの世帯		普段できないところを大掃除する	協力会員によるサービスで、1人につき1時間1,000円	社
	【草取り・枝切りサービス】	一人暮らしや高齢者のみの世帯		草取りや枝切りをする	協力会員によるサービスで、1人につき1時間1,000円	社
	【おでかけサポートサービス】	からだが不自由で一般の公共交通機関を利用するのが困難な方		一般車両や車いすや寝台のまま乗車できる車を運行する	協力会員によるサービスで、1人につき1時間1,400円。高速道路料金や駐車料金は実費	社
	【食事サービス】	おおむね60歳以上の方と介護者		自宅に月～土曜の夕食を届ける	1食860円、食事業者が区内全域に配達する	社

問い合わせ略称: あ=あんしんすこやかセンター 総=総合支所 総保=総合支所保健福祉課 出=出張所 ま=まちづくり出張所 社=社会福祉協議会事務所 住=住宅課

■問い合わせ

○東京都世田谷区役所 開庁時間:8時30分～17時 TEL:03-5432-1111

※総合支所(総合支所保健福祉課)、あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)、出張所、まちづくり出張所は、住んでいる町名によって管轄が異なるので、詳細は、区役所に問い合わせる。

世田谷区役所ホームページ

<http://www.city.setagaya.tokyo.jp/index.shtml>

○世田谷地域社会福祉協議会事務所 TEL:03-3419-2611

○世田谷区役所住宅課 TEL:03-5432-2499(直通)